



県章

# 群馬県報

平成28年  
11月29日(火)  
第9455号

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○宅地建物取引業法の規定による公開の聴聞（住宅政策課）	2
<b>公 告</b>	
○土地改良区役員の就退任の届出（農村整備課）	2
<b>公安委員会規則</b>	
○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状等の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則（刑事企画課）	4

## ■ 告 示

### ◎群馬県告示第319号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第65条第2項の規定による行政処分について、法第69条第1項及び同条第2項において準用する法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行う。

平成28年11月29日

群馬県知事 大澤 正 明

#### 1 聴聞の日時及び場所

(1) 日時 平成28年12月27日（火）午前10時

(2) 場所 群馬県庁211会議室

#### 2 聴聞の件名 宅地建物取引業者の業務の停止に係る聴聞

#### 3 不利益処分の内容 宅地建物取引業者の業務の停止

#### 4 根拠規定 法第65条第2項

#### 5 聴聞の対象者

(1) 商号又は名称 株式会社グリーン建設

(2) 代表者氏名 榎澤京次

(3) 事務所所在地 桐生市宮本町二丁目5番13号

(4) 免許証番号 群馬県知事（10）第2585号

(5) 免許年月日 平成25年2月20日

(6) 有効期間 平成25年2月21日から平成30年2月20日まで

#### 6 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地 群馬県県土整備部住宅政策課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

#### 7 聴聞の主宰者 群馬県県土整備部住宅政策課次長 吉田雅志

## ■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成28年11月29日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良区名	理事 監事 の別	区 分	役 員 氏 名	住 所
天狗岩堰	理 事	再 任	天田尚二郎	高崎市下滝町357番地
	同	同	羽鳥勝之	佐波郡玉村町大字板井1375番地
	同	新 任	石坂賢	前橋市箱田町1501番地
	同	同	森良弘	同 大友町二丁目21番地1

	同	同	篠原正俊	同 総社町総社2650番地3
	同	同	長井清	高崎市貝沢町2120番地7
	同	同	阿部勝雄	同 新保田中町560番地
	同	同	武井正利	同 正観寺町1010番地
	同	同	松本貞紀	同 京目町1256番地
	同	同	松浦好一	佐波郡玉村町大字角淵2111番地
	同	同	齋藤俊一	同 同 大字川井1117番地
	同	退任	高橋金平	前橋市稻荷新田町529番地
	同	同	齋藤治通	同 石倉町五丁目7番地4
	同	同	都丸耕治	同 総社町総社2414番地
	同	同	長井宇太郎	高崎市貝沢町2121番地
	同	同	阿久澤正毅	同 新保町744番地
	同	同	深澤秀夫	同 小八木町1097番地
	同	同	大谷太久次	同 島野町640番地
	同	同	關根春生	佐波郡玉村町大字角淵2206番地
	同	同	小内敬太郎	同 同 大字川井674番地
	監事	新任	大山敬司	前橋市総社町総社2023番地
	同	同	箱田嘉孝	高崎市新保町1498番地
	同	同	田口邦彦	同 中島町126番地1
	同	同	田口耕一	佐波郡玉村町大字上茂木212番地
	同	退任	中林征也	前橋市上新田町976番地
	同	同	武井正利	高崎市正観寺町1010番地
	同	同	松本貞紀	同 京目町1256番地
	同	同	富田淳	佐波郡玉村町大字上新田1684番地
利根加用水	理事	再任	中村保津	館林市堀工町1498番地
	同	同	茂木静夫	同 野辺町164番地
	同	同	牛久保貴美男	邑楽郡明和町大字上江黒785番地
	同	同	堀口正敏	同 同 大字新里559番地1
	同	同	泉田誠一	同 同 大字矢島1418番地1
	同	同	坂本喜利雄	同 千代田町大字赤岩1873番地6

同	同	酒巻常一	同 同 大字舞木381番地
同	同	井上弘一	同 同 大字下中森70番地1
同	同	吉永富典	同 同 大字上五箇810番地1
同	新任	田口晴美	同 明和町大字大輪2027番地2
同	同	石川泰廣	同 千代田町大字木崎512番地
同	同	橋本一美	同 同 大字上中森1216番地
同	退任	松本功	同 明和町大字大輪1429番地1
同	同	小林榮一	同 千代田町大字木崎544番地2
同	同	関口充史	同 同 大字上中森1169番地
監事	再任	岡安敏雄	同 明和町大字南大島958番地1
同	同	佐藤祐司	同 同 大字下江黒132番地
同	同	蛭間泰四郎	同 千代田町大字鍋谷318番地1
同	同	飯塚孝一	同 同 大字萱野1223番地

## ■ 公安委員会規則

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状等の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月29日

群馬県公安委員会委員長 児玉三郎

### 群馬県公安委員会規則第7号

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状等の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状等の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則(平成12年群馬県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「別表に掲げる職にある」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 群馬県警察本部の生活安全部の分課(生活安全企画課を除く。)、刑事部の分課(刑事企画課及び鑑識課を除く。)、交通部交通指導課及び警備部の分課(警備第二課を除く。)に勤務する警視以上の階級にある警察官
- (2) 警察署に勤務する警視以上の階級にある警察官(警務官及び地域官の職にある者を除く。)

別表を削る。

附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---